



# Let's Join!! #みんなの国勢調査

5年に1度の日本で最も重要な統計調査「国勢調査」を  
2020年（令和2年）10月1日現在で実施します。



調査は、任命された調査員が各家庭を訪問し、調査書類を配布します。回答は、調査書類内の案内に従ってインターネットで回答いただくか、記入した調査票を郵送で提出してください。



意外とかんたん♪



回答方法はオンラインまたは郵送で

調査書類をお届けします

インターネット回答期間

9/14 (月) → 10/7 (水)

調査票(紙)での回答期間

10/1 (木) → 10/7 (水)

かんたん便利なインターネット回答

かんたん 安心・安全 エコ&効率的

## 国勢調査って何するの？

### 何を調べるの？

男女の別、出生の年月、就業状態、従業地または通学地、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方などの項目を調べます。

### 何が分かるの？

住民票などの届出に関係なく、10月1日午前0時現在、普段住んでいる場所で調査するため、日本の人口や世帯の実態が分かります。

### 何の役に立つの？

- 少子・高齢化対策、防災対策、雇用対策のための基礎資料
- 衆議院議員選挙区の改定、地方交付税の算定のための基礎資料
- 将来人口・世帯数の推計のための基礎資料



問 総務課統計グループ（豊田支所 3 階） ☎ 0538-36-5502 FAX 0538-36-5545

ページ番号 1008600



# ご存じですか？ 民生委員・児童委員

問 福祉課 (i プラザ 3 階) ☎ 0538-37-4814 FAX 0538-36-1635

**民生委員・児童委員は  
地域の身近な相談相手・見守り役です**

民生委員は、厚生労働大臣が委嘱する非常勤特別職の公務員で、無報酬で活動しています。任期は3年ですが、再任が可能です。また、民生委員は「児童委員」を兼ねていて、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」として活動しています。

**どんな活動をしているの？**

誰もが安心して暮らせるよう、高齢の方や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛けなどを行っています。また、生活上の悩みや心配事など、担当地区の相談に広く応じ、相談内容によって、適切な専門機関を紹介するなど、必要な支援への「つなぎ役」となります。

このほか、行政の依頼により、担当地区の状況調査などに協力したり、地域の課題解決や支援に取り組むため、研修会などで必要な知識の習得に努めたりしています。

**秘密は守ってもらえるの？**

民生委員・児童委員には、守秘義務があり、個人情報やプライバシーに配慮した支援活動を行っています。委員活動で知り得た情報は、退任後も変わらず守る義務があります。相談内容や個人の秘密を漏らすことはありませんので安心してご相談ください。

**地域の民生委員・児童委員  
が分からない**

お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員が分からない場合は、福祉課総務グループへお問い合わせください。

## ひとりで悩んでいませんか？



家族の介護のことで相談したい

初めての子育てで心配、誰に相談したらいいの？



ひとり暮らしで、将来が心配



福祉サービスの手続き方法がわからない

民生委員・児童委員は  
地域の良き「相談相手」、必要な支援への「つなぎ役」になります



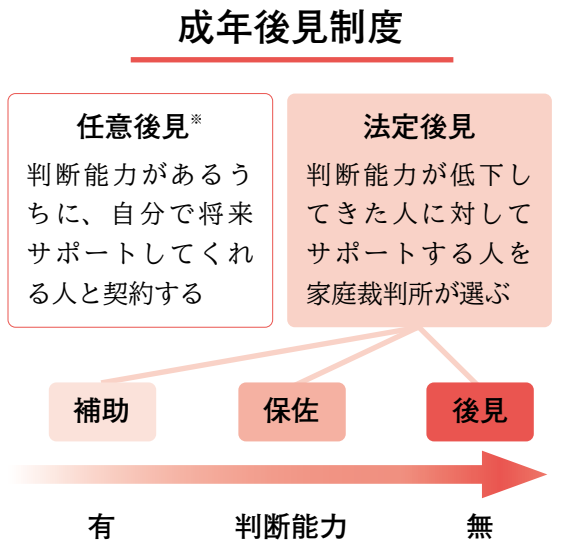
# 成年後見制度を利用して自分らしく暮らそう

☎ 高齢者支援課 (i プラザ 3 階) ☎ 0538-37-4831 FAX 0538-37-6495

**成年後見制度を利用して自分らしく安心した暮らしの実現を**

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどで「判断能力が十分でない方」が自分らしく安心して暮らすため、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるようサポートする「成年後見人等」を選び、法律的に支援するための制度です。

本人の判断能力の程度によって「後見」、「保佐」、「補助」の三つの類型があります



※任意後見契約は、公証役場（袋井公証役場 ☎ 0538-42-8412）へお問い合わせください

**成年後見人等の支援**

- 身上保護（監護）  
本人の住まい、医療、介護、食事、余暇、買い物などに関する選択と決定をサポートします。
- 財産管理  
本人の財産を適切に管理し、利用または処分を本人に代わって行います。

**成年後見制度の利用**

申し立てができる人（本人、配偶者、4親等以内の親族など）が家庭裁判所へ申し立てをします。

**成年後見人等を選任される人**

- 親族後見人（配偶者、親、子などの親族）  
本人の性格や状況をよく理解している方が生活支援を行います。
- 専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士など）  
財産管理が複雑な場合や、福祉的課題などに対応します。
- 市民後見人  
一般市民としての目線、きめ細やかな身上監護を行います。

**こんなときは**

**成年後見制度利用の相談を**  
・認知症が進行して、金銭管理や契約手続きができない

・知的障がいの子どもが金銭管理を行ってきたが将来が不安  
・認知症の親が、訪問販売で必要のない商品を大量に購入してしまった など

※成年後見制度利用の相談は、左記問い合わせ先へ。平日午前8時30分～午後5時15分（年末年始を除く）に開所

問い合わせ先			
地域包括支援センター	城山・向陽地域包括支援センター	☎ 0538-36-4865	FAX 0538-36-4603
	中部地域包括支援センター	☎ 0538-37-1060	FAX 0538-37-0550
	南部地域包括支援センター	☎ 0538-36-8900	FAX 0538-36-8001
	豊岡地域包括支援センター	☎ 0539-63-0500	FAX 0539-63-0505
	豊田地域包括支援センター	☎ 0538-36-1300	FAX 0538-36-1301
	竜洋地域包括支援センター	☎ 0538-66-9221	FAX 0538-66-9222
	福田地域包括支援センター	☎ 0538-58-3242	FAX 0538-58-3243
福祉課生活相談グループ		☎ 0538-37-4797	FAX 0538-36-1635
障害者相談支援センター		☎・FAX 0538-84-6661	
南部障害者相談支援センター		☎ 0538-24-7766	FAX 0538-36-8001

# 健幸ないわた・健康長寿を目指して

# 9月は「地域医療を考える月間」です

①高齢者支援課（1階）  
（あいプラザ3階）

☎ 0538-3714869  
FAX 0538-3716495

②健康増進課（1階）  
（あいプラザ3階）

☎ 0538-3712011  
FAX 0538-3514586

## 9月15日は老人の日、15日～21日は老人週間です

昭和26年に「としよりの日・としよりの週間」が始まりました。これが、世論を高める力となり、平成13年の老人福祉法の改正で9月15日が「老人の日」、同月21日までが「老人週間」と定められました。

平均寿命が男女共に80歳を越え、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。60歳を過ぎても現役で仕事をされている方や子どもたちの登下校の見守り活動、ボランティア

活動など積極的に地域との関わりを持つ方が増えています。また、地域では交流センターを中心に、講座やサークル、イベントなど、年間を通してさまざまな地域活動が行われ、老若男女の交流が育まれています。

市民一人一人が、生き生きと安心して暮らせるよう、長年にわたり地域や社会に尽力してこられた高齢者を敬い、地域のみなでさまざまな地域活動を進めていきましょう。

## この先も安心して医療を受けるために

磐田市を含む中東遠医療圏は、県内の他地域に比べ医師・看護師が少ない地域です。医療機関へかかる負担を減らすためにも、今まで以上にかかり方を考えることが大切です。

◎重症患者の受け入れをする夜間や

休日の救急外来へ、コンビニに行

く感覚で気軽に受診する「コンビ

ニ受診」は控えましょう

◎かかりつけ医、かかりつけ歯科医、

かかりつけ薬局を持ちましょう

### 医療従事者に対し、感謝の気持ちを持ちましょう

今年度は新型コロナウイルス感染拡大も影響し、今まで以上に医療の現場は緊迫しています。一人一人が医療従事者へ感謝の気持ちを持つことは、現場の大きな支えとなります。

### 「地域医療いわた」の活動

市民団体「地域医療いわた」は、平成25年から市民と医療の架け橋と

して活動を続けています。今年度は、過酷な環境下で働く医療従事者へ市民からの「ありがとうメッセージ」を届け、また市内の医療施設に対し、ビニール袋を用いた手作り防護服の提供など、多方面から地域の医療を支えています。

### 一緒に地域医療を支えてみませんか

「地域医療いわた」の活動は、地域医療を支えるほか、医療、健康、看取りに関する勉強会や情報交換など、自身の生活の質を高める機会にもなっています。活動に興味のある方は、健康増進課までご連絡ください。

### けんこう 健幸とは・・・

「健康は幸せの源であり、生涯を通じて健康で生きがいを持ち、幸せな生活を営んでいる」という考え方による造語です。健幸には、自ら健康で自立した生活ができるように努めることが大切です。

### 令和2年度 市内の長寿の状況

喜寿（77歳）  
1,933人（男924人、女1,009人）  
米寿（88歳）  
910人（男336人、女574人）  
百寿（100歳）  
64人（男5人、女59人）  
100歳以上  
152人（男12人、女140人）  
※上記は年度内に年齢に達する予定者数  
最高年齢 男106歳 女109歳  
※令和2年7月6日現在



▲地域医療いわたのメンバーが、磐田市立総合病院へ市民からの「ありがとうメッセージ」を届けてきました



# 分散避難にご協力を

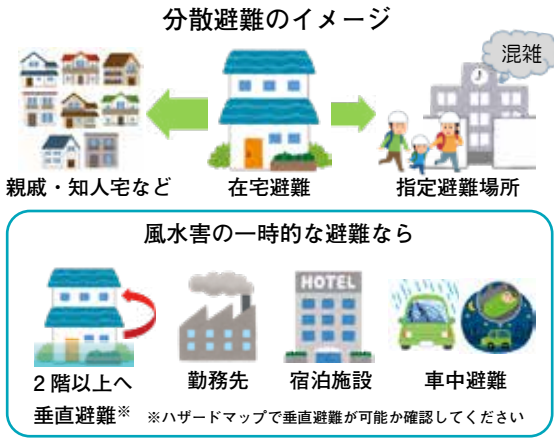
◎地域づくり応援課（本庁舎2階）

☎ 0538-3714751  
FAX 0538-3212353

## 避難所で新型コロナウイルス対策を実施

これから台風シーズンを迎えますが、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための避難行動が求められています。

市が開設する避難所には多くの避難者が集まり、新型コロナウイルスなどの感染リスクが高まります。混雑を避けるため、親戚・知人宅などへの**分散避難**にご協力ください。



### 避難先は複数考えておきましょう

風水害時は早めの避難を心掛けるとともに、さまざまな状況を想定し、あらかじめ避難場所を複数考えておきましょう。高齢者や乳幼児など配慮が必要な方を中心に、避難した後環境も考慮して避難場所を選ぶことが大切です。また、地震発生時に在宅で避難生活が送れるように家庭での備えも進めてください。

### 避難所での感染予防策

市では指定避難所の新型コロナウイルス感染防止策として、発熱などの体調不良者とそれ以外の方を検温と問診で振り分けるスクリーニングを実施するとともに、体調不良者の専用スペースを設けます。全ての方の安全のためご協力をお願いします。

避難には、水や食料品などのほか、マスク、体温計、筆記用具、アルコール消毒液を持参しましょう。

# ブロック塀の地震対策

◎建築住宅課（西庁舎2階）

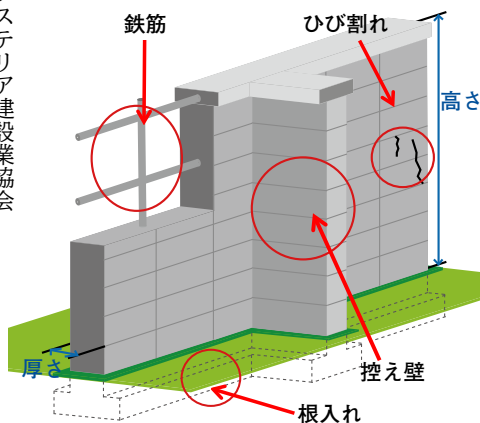
☎ 0538-3714899  
FAX 0538-3312050

## 自宅や地域のブロック塀を点検しましょう

地震が起きたときにブロック塀が倒壊すると、多くの死傷者を出してしまったり、緊急車両の通行の妨げになったりする恐れがあります。地震に備えて、自宅や地域のブロック塀を定期的に点検し、危険と判断した場合には造り替えや改善を行いましょう。

### ブロック塀の点検ポイント

- 一つでも不適合があれば改善しましょう。
  - ☑ 基礎の根入れの深さは30センチ以上か
  - ☑ 高さは地盤から2メートル以下か
  - ☑ 長さ3・2メートル以下ごとに控え壁があるか
  - ☑ 傾き、ひび割れはないか
  - ☑ 鉄筋が入っているか
- （静岡県作成「ブロック塀の点検と改善」より）



市では、ブロック塀などの撤去や改善を行う場合の費用の一部を補助しています。事前の申し込みが必要のため、詳しくは建築住宅課へお問い合わせください。

また、補助制度の詳細は、広報いわた4月号「市からのお知らせ」（10ページ）または市ホームページをご覧ください。

※自分で点検できない場合は、（公社）日本エクステリア建設業協会 静岡県支部（☎054-206-2140）へご相談ください

# 屋外広告物設置は事前に許可を

問 都市計画課 (西庁舎2階)

☎ 0538-3714907  
FAX 0538-3612459

## 9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

### 屋外広告物とは

屋外広告物とは、建物の壁面や屋上に設置されている広告板、野立ての広告塔など、屋外で公衆に表示された広告物をいいます。広告物を取り付けるための脚も含まれます。

### 屋外広告物の許可

#### ▼設置前

設置する場所、広告物の種類、大きさに応じて市の許可が必要です。設置する前に必ず「静岡県屋外広告物条例」をご確認ください。

#### ▼設置後

許可には期間が定められています。継続して広告物を表示する場合は、期間満了日までに、更新の申請をしてください。一度許可を受けていても、更新の申請をせずに広告物を表示している場合は違反となりますので、ご注意ください。

また、定期的に点検し安全管理に努めてください。

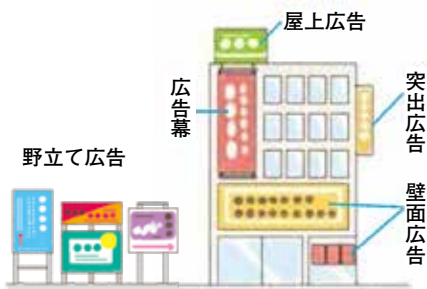
#### ◎許可を受けているか不明なとき

設置を依頼した広告業者または都市計画課までお問い合わせください。

#### 違反広告物の調査

市では県と連携し、違反広告物を調査しています。

屋外広告物適正化旬間中は調査を強化し、無許可で広告物を表示している場合や、大きさなどが条例に適合していない場合は、許可申請や改修、除却の措置を依頼しますので、ご理解・ご協力をお願いします。



▲さまざまな屋外広告物の例

# 学府一体校における通学支援

問 学府一体校推進室 (西庁舎3階)

☎ 0538-3712115  
FAX 0538-3611517

## スクールバスの運行基準を検討しています

市では、学府一体校の推進により増加が見込まれる遠距離通学の児童生徒の負担軽減を目的としたスクールバスの運行について現在検討を進めています。

昨年度、市が設置したスクールバス運行検討委員会では、子どもたちの安全・安心を第一に考え、次のように市内統一基準の設定に向けて検討を重ねています。

### スクールバスを運行する基準

法令や他自治体の状況を踏まえ、地域の特性を考慮した通学距離の基準を設定し、これを越える場合には、スクールバスの運行による通学支援を行う方向で検討を進めています。

#### ●通学距離の基準①

小学校…おおむね4キロ以内  
中学校…おおむね6キロ以内



#### ●通学距離の基準②

通学路に長くて急な坂道がある場合 (高低差60以上の坂道)  
小学校…おおむね3キロ以内  
中学校…おおむね4キロ以内

### 利用者の指定は自治会単位

集団登校班や同一自治会における公平感、利用者の事務手続きの負担を考慮し、自治会単位で利用者を指定する方向で検討を進めています。

### 自治会までの距離の測定方法

スクールバスを利用する自治会を指定する際は、安定的な運行や公平性を考慮し、同一自治会内で、学府一体校から最も近い現住家屋までの徒歩による最短経路での測定距離とする方向で検討を進めています。

委員会では今後も検討を重ね、子どもたちが安心して元気に学校に通える環境づくりに努めていきます。